

亀山市公告第37号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和6年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

1 業務概要

(1) 業務名

亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託

(2) 業務内容

亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月20日まで

2 参加資格要件

本業務の優先交渉権者選定のためのプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に「計画策定・コンサルティング」の取扱業者として登録がされていること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止の措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（昭和16年法律第75号）第30条の規定による破産手続開始の決定が

なされていないこと。

- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。
- (7) 本店の所在地において国税、地方税その他の公租公課を滞納していないこと。
- (8) 過去に橋梁に関する個別施設計画（長寿命化修繕計画）策定に関する業務実績（対象橋梁300橋以上）を有すること。
- (9) 直近5年以内に国又は地方公共団体が発注する業務において、橋梁メンテナンスに係る維持管理台帳又は維持管理システム等の導入実績を有すること。
- (10) 直近5年以内に国又は地方公共団体が発注する業務において、インフラメンテナンスに係る官民連携事業の導入検討又は発注支援に関わる業務実績を有すること。
- (11) 管理技術者について、次に掲げる要件を満たしている者を専任で配置すること。
 - ア 直近の5年以内に橋梁に関する個別施設計画（長寿命化修繕計画）策定に関する業務実績を有すること。
 - イ 技術士：建設部門（鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造物及びコンクリート）の資格を有すること。
- (12) 照査技術者について、次に掲げる要件を満たしている者を専任で配置すること。
 - ア 直近の5年以内に橋梁に関する個別施設計画（長寿命化修繕計画）策定に関する業務実績を有すること。
 - イ 技術士：建設部門（鋼構造及びコンクリート）又は技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）の資格を有すること。
- (13) 事業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (14) 本業務の実施について、本市と緊密な連絡調整が取れる体制が整備されていること。

3 担当部署

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

亀山市建設部建設管理課道路保全グループ

電話 0595-84-5041

ファクシミリ 0595-82-9669

電子メール hozen@city.kameyama.mie.jp

4 実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和6年6月28日から同年7月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）

イ 亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託仕様書

5 参加意思表明書等の提出

プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 会社概要書（様式3）及び会社パンフレット

エ 申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は住民票の写し

オ 納税証明書（公告日から起算して6月以内に発行されたもの）

カ 誓約書（様式4）

(2) 提出期間

令和6年6月28日から同年7月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

3の担当部署とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

6 企画提案書等の提出

参加意思表明書を提出した者で、企画提案書の提出を要請されたものは、企画提案書その他の要領に定める提出書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和6年7月16日から同年8月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

7 その他

(1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。

(3) 提案書は、提出者に返却しないものとする。

(4) 提出された企画提案書は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。

(6) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 参加意思表明書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。

(8) 選定の経過及び選定された優先交渉権者は、亀山市ホームページで公開することがある。